

貧困の連鎖を断ち切るには

社会福祉学部社会福祉学科

11ff5072 三澤 龍太

はじめに

日本は憲法第25条で「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」としている。しかし、日本ではワーキングプアなど貧困で苦しんでいる人も存在している。そういった人たちは憲法25条で保障されている生活をしているとは言い難い。そういった人たちを助ける制度は多数存在する。その中でも「最後のセーフティネット」として生活保護と言う制度が存在する。生活保護は最低限度の生活と自立の助長を目的としている。目的を達成しているかを考えていくと私は自立の助長に関しては目的を達成できていないと考える。自立の助長が出来ていないので貧困の連鎖が起きている。私は生活保護を通じて貧困の連鎖が生活保護の問題点と考える。これから貧困の連鎖がどうして問題なのか貧困の連鎖を断ち切るにはどうすればいいかを考えて行きたい。

1章では生活保護の問題点について述べていきたい。2章ではそもそも生活保護とはどのような制度なのか概要を述べていきたい。次の3章ではマスコミが生活保護をどのように報道してどのような影響が出ているかを述べて行き、生活保護が原因で実際に起きた事件について、4章では自立を助長の為に行う自立支援についての説明。5章では学歴と生活保護の関係について説明していきたい。

1. 問題提起

貧困の連鎖とは貧困が親から子の受け継がれることだ。親が生活保護を受給していると子どもも生活保護を受給する可能性が高い。生活保護受給者の四人に一人は、育った家庭も生活保護世帯だったことが判明した(埼玉県アスポート編集委員会 2012:24)。親から子へ貧困が連鎖されている。貧困の連鎖のメカニズムは「貧困→高校、大学進学など教育機会の喪失→低学歴→低収入の仕事→子どもの高校、大学進学など教育機会の喪失」という考え方だ(本田 2010:55)。貧困の連鎖を断ち切るには親が経済的に自立をすることと子どもが教育を受ける機会が重要になってくると考える。

考察をしていく上で今回は生活保護受給者全員ではなく対象を絞って考えて行きたい。生活保護を受給している世帯は大きく分けて四つある。今回はその中でも高齢者世帯を除いたけがや病気の傷病者、体が不自由な障害者、母親とこどもの母子、上記の3つに当てはまらないその他世帯を対象に考察して行きたい。

対象を絞ったのには理由がある。それは、生活保護が生活の保障だけではなく自立を助長することを目的としているからだ。自立と一言に言っても身体的自立・心理的自立・社会関係的自立・経済的自立がある。経済的自立をすることは働かなくては難しい。障害者に関しては厚生労働省が平成23年度に全国の身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持する15歳以上65歳未満の者から無作為抽出して行ったアンケートの結果で不就業者のうち、「就業希望あり」の割合が50.4%となっている。更に、障害者の雇用対策として障害者雇用促進法がある。企業に対して、雇用する労働者の2.0%に相当する障害者を雇用することを義務付けている。これを満たさない企業からは納付金を徴収しており、こ

の納付金をもとに雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に対して調整金を支払ったり、障害者を雇用するために必要な施設設備費等に助成したりしている。そして、雇用者数は伸びているので対象に入れた(厚生労働省参照)。高齢者世帯は定年退職をしているので働いて経済的な自立をするのが難しいと思い対象から外した。

2. 生活保護の概要

生活保護は「この法律は、日本国憲法第二五条に規定する理念に基づき。国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」(生活保護法第一条)とある。ただ単に生活を保障だけではなく、自立を助長することを目的としている。特徴として生活が破綻する前に救済するのではなく、破綻した人を事後的に助ける意味が強い。全額公費で賄われているので事前に保険料を支払っている必要がなく生活が困窮していることが証明できれば誰でも受けることができる。

厚生労働省は生活保護を受給している世帯を65歳以上の高齢者、けがや病気の傷病者、体が不自由な障害者、母親とこどもの母子、上記の3つに当てはまらないその他世帯に分類している(本田2010:81)。その他世帯の生活保護受給者は2002年では全体の8.3%だった。2012年11月には全体の18.5%を占めるようになった。増えた理由として挙げられるのが働きによる収入の減少・喪失が27.8%と一番多く次いで疾病が原因の割合が27.6%、貯金などの減少・喪失が24.5%となっている。疾病は程度による。失業している人に関しては働く力を持っていると考える。母子家庭に関しては育児が忙しく働くことが難しい、または働いていても収入が少ない人が生活保護受給者の大半を占めている(大山2008:35)。

次に生活保護費の決め方について説明していきたい。生活保護は八つの扶助に分けられている。このうち、通常の最低限生活費の計算に使われるのは生活費に関する生活扶助、教育の為の教育扶助、家賃の為の住宅扶助で考えられる。後は状況に応じての医療扶助や就労に関する生業扶助などがある(大山2008:88)。

生活保護費の一つの例として2013年3月6日付の朝日新聞の朝刊の生活面に掲載された記事を紹介したい。中2の長女(14)、小5の長男(11)と3人で借家に暮らしている大阪に在住のシングルマザーの家庭を例に挙げる。生活保護費が29万円に母子加算を合わせると30万円を超えることもある。

3. 生活保護の現状

生活保護はマスコミの報道により生活保護費をギャンブルやお酒につぎ込んでいる人や不正受給している人がたくさんいる様に思われている。実際にそういう人がいない訳ではない。実際に少ないのにマスコミが不正受給について何度も取り上げるようになった。そうってしまったのは理由がある。それは芸人の親が生活保護を受給していたことだ。結論を言ってしまうと芸人の母親が不正受給ではない。しかし、マスコミは不正受給の様に報道した。

理由は芸人年収が何千万もあったことだ。これだけ稼いでいるのに親を養わないのはおかしい、違法だのようにマスコミは報道した。稼いでいるのなら養うべきだと思う人もいるかもしれない。実際は子どもに親の扶養義務はないので仕送りなど親の面倒を見なくて

も問題はない。倫理的に問題があるだけだ。しかし、マスコミはあたかも援助をしないことを不正の様に報道した。

マスコミが芸人の生活保護問題の次に報道したのが生活保護を受給している人が保護費をギャンブルやお酒に使っている人のことだ。実際は一部の人が使っているだけだ。マスコミの報道ではさも大勢いるかのように報道される。生活保護費の使い道は自由である。なので、ギャンブルやお酒に使うことも問題ではない。しかし、兵庫県のある市では「生活保護でギャンブル禁止条例」が成立した。生活保護費を削ることが目的ではなく自立や生活維持の為に生活保護をギャンブルにつぎ込むのは税金の目的外使用という考えだ。ギャンブル依存の人もいるかもしれない。そういった人に関しては病院に付き添えばいい受給者は医療費が無料なので(大山 2008:16~18)。このように生活保護費をギャンブルに使うことを問題にしている市もある。

マスコミが生活保護のことを悪くすることで誰が一番得をするかと言えばそれは政府だ。生活保護に関して政府は後ろめたい事がある。それは水際作戦だ。水際作戦については次の章で詳しく述べたい。水際作戦は違法行為である。他にも政府は様々な違法行為を行っていました。上記にもでてきた芸人の母親の生活保護受給を不正受給の様に報道して自分たちが行ってきた違法行為を不正受給の対策として法改正まで踏み込み一気に正当化しようとした。民衆の生活保護のイメージを悪くすることで法改正を行いやすい環境を作り出そうとしたのだ。

水際作戦とは生活保護を申請に来た人に対して申請書を渡さないことだ。何故申請書を渡さないかというと生活保護率を減らし生活保護に使われるお金を抑えるためだ。北九州市では申請書のノルマを作るなど生活保護に関して数値目標を設置していた(大山 2008:47)。水際作戦によって生活保護を受給できなかったせいで起きた事件がある。それは、北九州市で 56 歳の男性が死んでいたことだ。男性は亡くなる前に二回福祉事務所を訪れて生活保護の相談をしていた。しかし、子どもに援助を求めることを助言するなどして申請書を渡さなかった。水際作戦によって死亡する人も出てきてしまった。

水際作戦だけのせいだけではないが日本では生活保護を受給できる要件を満たしている人の中で実際に受給している人の捕捉率が日本は先進国の中で低い。日本の捕捉率は約 15~20%程度だと言われている。ドイツでは約 60%、フランスにいたっては 90%を超えている(生活保護問題対策全国会議 2012:17)。日本の捕捉率が低いのは水際作戦のせいだけではない。生活保護を受給すると車を持てなくなる。住んでいる地域や仕事内容や場所によっては車がなくては生活できない人もいる。なので、生活が苦しくても生活保護を受給しない人もいる。

4. 自立支援について

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が 2004 年の 12 月に発表した内容に生活保護を「入りやすく、出やすい制度へ」変えていくべきであると提言された(大山 2008:215)。だが現状では入りにくく出にくい制度になっている。出にくいと言っても高齢者世帯や障害者世帯では一度受給しては抜け出すのは難しい。高齢や障害はなくなるものではないので一度受給したら死ぬまで受給することになってしまう。「入りやすく、出やすい制度へ」生活保護を変えていくにはまずは出やすい制度にしていく必要があると私は考える。

理由はケースワーカーが足りていないからだ。ケースワーカーが足りていない状況で入りやすくして生活保護受給者が増えてはケースワーカーの負担が大きくなってしまうからだ。2002年度のケースワーカーの一人当たり受け持っている世帯は市部では平均 97.9 世帯になっている。社会福祉法第 16 条では市では一人当たり 80 世帯を標準にしているので平均が 97.9 世帯なので 80 世帯を大きく上回っている。世帯数が多くては仕事も手が回らなくなってしまう。職員を増やせばいいと思うかもしれないが職員を増やすことは難しい。マスコミの報道によって市民の生活保護行政に向けられる視線は厳しくなっている。近隣住民や親族からの苦情陳情だけではなく、暴言やひどい場合暴力行為を受ける場合もある。現状を知っている市町村や都道府県の職員の人からすると生活保護の仕事だけはしたくないと思ってしまう(大山 2008:107 - 110)。先に出やすい制度にすることで新しく受給する人を受け入れ自立支援をしやすい環境を整えていく必要があるのではないかと考えた。

自立支援をしていく上で気をつけなくてはいけないことは就労を無理やりさせて生活保護を打ち切ってしまうことだ。就労を無理やりさせても仕事は長く続かない。仕事が続かなければまた生活保護に逆戻りしてしまう。出やすくなっても直ぐ戻って来てしまったら意味がない。北九州市では生活保護を無理に打ち切り打つ切られた人が死んでしまっている事件があった。就職を無理にさせて同じ様な事件が起きてはいけない。無理な自立支援をさせない為にも就労支援に評価項目を作るべきだ。評価項目と言っても水際作戦の様に申請書の枚数については評価項目に加えてはいけない。水際作戦を助長するからだ。評価項目を作る際に気をつけなくてはいけないのは水際作戦のようにならないようにすることだ。就労支援の場合どれだけ就職させたかだけでは無理やりさせて打ち切ってしまうケースが増えてしまう。なので、就労させた人数だけではなくその後の税金の納税率も評価項目に加えることで無理な打ち切りをなくせると考えた(大山 2008:204 - 210)。

5. 学歴と生活保護

現在日本の貧困は連鎖すると言われている。親が生活保護を受給していれば子どもが大人になった場合受給する可能性が高い。貧困が連鎖する原因として挙げられるのが学歴だ。今日本は中学校までは義務教育だ。しかし、中卒者のほとんどが高校進学、高卒者のほぼ半分が大学進学をする(岩田 2007:142)。その中でもレベルの低い学校や高い学校が偏差値によって区別される。高い学校に行く子どもの親は大抵収入も良く、親が高学歴の場合が多い。理由として金銭的に余裕があるので塾に通わせるなど教育に力を入れることができる。しかし、貧困世帯では教育にお金をかけることが難しい。教育にお金をかけることができないので進学率も悪くなり貧困の連鎖の原因になっている。貧困の連鎖を断ち切るのが難しい。貧困の連鎖を断ち切るには何が必要かと言えば教育を受ける機会だ。

日本は義務教育なので中学までは皆が平等に教育を受ける権利がある。上記で書いたように中卒者のほとんどが高校に進学をしている状況なので高校も行くのが当然の様になっており義務教育のようになっている。高校進学者が増えることは学歴の事を考えれば素晴らしいことだ。しかし、親の収入によって学歴に区別が出来てしまうことは問題だ。本人の能力ではなく産まれて育った環境の差だからだ。親の収入が良ければ塾に通うなど学校以外の勉強する場を用意することができる。

親の収入の差で学歴に差がつくのはもう一つ理由がある。それは、日本が家庭に代わ

って、政府が負担する分が少ないからだ。OECD 加盟国で比較可能な国と比べると政府の支出全体に占める教育支出の割合は日本では 9.5%である。OECD の平均は 13.3%なので大きく下回っている。私費負担の割合も平均の 15.3%を大きく上回る 33.3%と高い。結果、家庭ごとの経済力の違いで教育機会に差ができ世代を超えての貧困の連鎖に繋がる要因になっている(本田 2010:69 - 70)。

教育機会の差をなくす手段として埼玉県で行われている政策がある。それは、教育支援員事業だ。教育支援員事業は教育に焦点を当て初年度生活保護受給世帯の中学3年生を対象に行われた。高校進学に焦点を当てて学力の底上げの為に学習教室を開いた。教室の運営に関しては支援員が行い勉強に関しては県内の大学にボランティアの参加を呼びかけ学生ボランティアとマンツーマンで行えるようにした(埼玉県アスポート編集委員会編 2012:51-52)。

まとめ

今回貧困の連鎖について述べてきた。1章では貧困の連鎖とは何かについて述べこれからの考察をしていく上での条件を提示した。続く2章では生活保護の概要について述べている。3章ではマスコミが生活保護についてどんな報道をしてどんなイメージ操作をしようとしているかを述べ、生活保護に対して政府が行った違法行為の水際作戦の影響による日本の捕捉率の低さについて述べた。この問題について原因は個人ではなく社会にあるということだ。4章からは貧困の連鎖を断ち切る為に必要な要素として自立支援について述べ自立支援を行う際気を付けるべきことを提示した。生活保護を受給する原因は全て社会にあるわけでもない。悪い環境の中でも頑張って結果を出している人もいれば良い環境であっても結果を出せない人もいる。いくら環境が良くても個人の努力なくては結果は出せない。社会が原因というのもあるが個人に全く原因がないわけではない。しかし、現状では生まれてきた環境で教育機会に大きな差が出来てしまい努力をすることが難しい環境の人がいるのも事実だ。産まれてきた環境の差をなくす為にも5章で述べた勉強をする機会を提供するなど個人で努力できる機会を作るべきだ。努力できる環境を作ることが貧困の連鎖を断ち切る為に必要なことだから。

参考文献

- 大山典宏著 2008 年『生活保護 VS ワーキングプア 若者に広がる貧困』 PHP 新書
湯浅誠著 2005 年『あなたにもできる！本当に困った人のための生活保護申請マニュアル』 同文館出版
生活保護問題対策全国会議編 2012 年『間違いだらけの生活保護バッシング—Q&A でわかる生活保護の誤解と利用者の実像』 明石書店
岩田正美著 2007 年『現代の貧困—ワーキングプア／ホームレス／生活保護』 ちくま新書
本田良一著 2010 年『ルポ 生活保護 貧困をなくす新たな取り組み』 中公新書
大山典宏著 2008 年『生活保護 VS 子どもの貧困』 PHP 新書
埼玉県アスポート編集委員会編 2012 年『生活保護 200 万人の時代処方箋～埼玉県の挑戦～』 ぎょうせい

参考 URL

厚生労働省:<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/01/dl/h0118-2b.pdf>